

平成31年3月 6日 開会

平成31年3月15日 閉会

平成31年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

3月6日（水）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第1号について（提案説明・採決）	4
議第2号について（提案説明・採決）	5
議第3号について（提案説明・委員会付託）	7
議第4号について（提案説明・委員会付託）	8
議第5号について（提案説明・委員会付託）	9
議第6号について（提案説明・委員会付託）	11
議第7号について（提案説明・委員会付託）	12
議第8号について（提案説明・委員会付託）	13
議第9号について（提案説明・委員会付託）	15
議第10号について（提案説明・委員会付託）	15
議第11号について（提案説明・委員会付託）	22
議第12号から議第18号までについて（提案説明・委員会付託）	24
議第19号について（提案説明・委員会付託）	45
報第1号について（提案説明・質疑）	45
散会	47
会議録署名議員	48

3月15日（金）

議事日程	49
------	----

議長及び出席議員	50
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	50
職務のために出席した者	50
開議	51
会議録署名者決定	51
一般質問	51
6番 大平文雄議員	51
7番 岩田讓治議員	55
1番 西松幸子議員	58
5番 小川文雄議員	61
2番 碓井昭夫議員	67
委員会報告	71
議会改革特別委員会	71
総務産建常任委員会	72
民生文教常任委員会	73
議第3号について（質疑・討論・採決）	73
議第4号について（質疑・討論・採決）	74
議第5号について（質疑・討論・採決）	74
議第6号について（質疑・討論・採決）	75
議第7号について（質疑・討論・採決）	75
議第8号について（質疑・討論・採決）	75
議第9号について（質疑・討論・採決）	76
議第10号について（質疑・討論・採決）	76
議第11号について（質疑・討論・採決）	76
議第12号について（質疑・討論・採決）	77
議第13号について（質疑・討論・採決）	77
議第14号について（質疑・討論・採決）	78
議第15号について（質疑・討論・採決）	78
議第16号について（質疑・討論・採決）	78
議第17号について（質疑・討論・採決）	79
議第18号について（質疑・討論・採決）	79

議第19号について（質疑・討論・採決）	80
議第20号について（提案説明・質疑・討論・採決）	80
議第21号について（提案説明・質疑・討論・採決）	81
議第22号について（提案説明・質疑・討論・採決）	83
閉会	85
会議録署名議員	86

平成31年3月6日（第1日）

議 事 日 程 (平成31年3月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第4 議第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第5 議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定について
- 日程第6 議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第15 議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第19 議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第21 議第19号 町道路線の認定について
- 日程第22 報第1号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古澤 榮一

○出席議員（10名）

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 讓治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷 秀平
総務課長 山田 靖	企画調整課長 大平 共美
会計管理者 堀 芳弘	税務課長 坂 優
住民環境課長 吉村 等	福祉課長 坂 和由
建設課長 河合 一	産業振興課長 岡田 立
生涯学習課長 安井 孝行	学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村 厚士	書記 定益 直子
書記 馬 渕 佑司	

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

議員の皆さんには御参集いただきましてありがとうございます。また、大勢の傍聴の皆さん、ありがとうございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

ただいまの出席人員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回安八町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 岩田讓治君、9番 山中美恵子君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの10日間にすることに決定しました。

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、平成31年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、新年度に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思っております。

今回の3月定例会が約30年余りに及ぶ平成最後の定例会となります。間もなく平成の時代が終えようとする中で、大手企業の撤退などもあり、今まで支えてくれた豊かな財政基盤が揺らぎ、安八町は大きな岐路にあると考えて

おります。ことしは安八町にとっては正念場の年であり、成長への礎となる年と考えております。昨年、安八スマートインターチェンジという種をまくことができました。ことしは、新たな発芽に備えてエネルギーをしっかりと蓄える時期であり、来年からの成長に向け着々と準備をしていく年になると考えております。安八スマートインターチェンジを核として、市街化区域の拡大、企業誘致の促進を最重要課題として取り組みますが、過去に例がない壮大な、極めて難事業となります。しかし、ふるさと安八を守り、発展させてきた諸先輩方の意思を引き継ぎ、たわまず屈せずの精神で力を合わせて必ずや実現させ、安八町の将来を支える若者や子供たちに豊かな町を引き継いでいきたいと考えております。

どうか議員各位、住民の皆様には一層の御理解、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に、人事案件、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて19議案になります。

新年度予算につきましては、財源的な制約を受ける中、限られた財源を最大限有効活用し、町の発展に向け諸事業を推進してまいりたいと考えております。基本的な考え方につきましては、後ほど御説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長、担当職員より御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

議 長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いをいたします。説明は、簡単明瞭をお願いをいたします。

議 長 日程第3、議第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは議第1号につきまして、朗読並びに説明をさせていただきます。

議第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町西結720番地の1。氏名、藤井孝男。生年月日、昭和28年2月8日生まれ。

提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます藤井孝男さんが、平成31年3月末日をもって任期満了となります。引き続き藤井さんを選任し、御同意をお願いするものであります。

藤井さんにおかれましては、長年岐阜県職員として勤務されてこられ、税務経験など行政経験豊かな方でございます。人格・識見とも極めて高く、適任であると考えております。

藤井さんの選任の同意につきまして、どうぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

議長 本件について、質疑、討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第4、議第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提案説明をお願いします。

町長 堀正君。

町長 それでは議第2号につきまして、議案を朗読並びに提案説明をさせていただきます。

議第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、まずお一人目、住所、安八郡安八町西結558番地。氏名、田宮孝司。生年月日、昭和22年11月22日生まれ。

お二人目、住所、安八郡安八町西結2065番地。氏名、渡部美智子。生年月日、昭和31年3月28日生まれ。

3人目、住所、安八郡安八町南條517番地の1。氏名、西松久夫。生年月日、昭和25年6月15日生まれ。

4人目、住所、安八郡安八町牧86番地の14。氏名、赤木保男。生年月日、昭和22年6月29日生まれ。

提案の内容につきまして説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます、まず1人目、田宮孝司さんが、平成31年6月30日をもって任期満了となります。引き続き田宮さんを推薦したくお願いするものであります。

田宮さんにおかれましては、長年郵便局に勤務され、退職後は平成25年7月から委員を務められております。人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えております。

次に、人権擁護委員であられる梶井壽雅子さんが平成31年6月30日をもって任期満了となるため、後任に渡部美智子さんを推薦したくお願いするものであります。

渡部さんにおかれましては、昭和53年大学を卒業後、小学校教諭を歴任され、人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えております。

次に、西松久夫さんが同じく平成31年6月30日をもって任期満了となります。引き続き西松さんを推薦したくお願いするものであります。

西松さんにおかれましては、民間の会社に勤務され、退職後は平成28年4月から委員を務められています。人格・識見とも高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えております。

最後に、赤木保男さんが同じく平成31年6月30日をもって任期満了となります。引き続き赤木さんを推薦したくお願いするものであります。

赤木さんにおかれましては、小・中学校の教諭を歴任され、退職後は平成22年7月から委員を務められています。人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えておりま

す。

以上の方の推薦につきまして、どうぞ御理解をいただきますようよろしく
お願いをいたします。

議 長 本件については、質疑、討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は適任者と認めることに決定
をいたしました。

議 長 日程第5、議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定につい
てを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第3号を御説明申し上げます。

議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定について。

安八町役場支所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとす
る。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、結支所を廃止するため、本条例を制定するものでご
ざいます。

1枚はねていただきまして、7ページをお願いします。

安八町役場支所設置条例を廃止する条例。

本文でございます。

安八町役場支所設置条例（昭和30年安八町条例第3号）は、廃止する。

附則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は平成31年4月1日か
ら施行する。

第2項としまして、支所廃止に関連して財政事情の公表に関する条例の一
部改正を行います。財政事情の公表に関する条例（昭和30年安八町条例第27
号）の一部を次のように改正する。第4条第1項中「及び支所」を削る。こ
の件につきましては、財政事情の公表の方法の規定につきまして、支所の掲
示板にも掲示するとなっておりますのを、支所の掲示板を削除するものでご

ざいまして、別冊の議案資料1ページに財政事情の公表に関する新旧対照表を掲載していますので、後ほど御精読のほうをよろしく申し上げます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第3号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくこと、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第6、議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明をお願いします。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の9ページをお願いいたします。

議第4号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、長時間労働の是正のための措置として、国家公務員において平成30年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」で、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされました。地方公務員においても、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえながら所要の措置を講じるため本条例を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容といたしまして、第8条において正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる職員の超過勤務に関して所要の改正を行うものでございます。

第8条において、新たに第3項として前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して、必要な事項は町の規則で定めるという規定を追加するものでございます。

次の第8条の2並びに附則の第4条の改正内容は、一般的に条例の本文中におきまして最初の例規、これは条例や規則でございますが、また法令、法律や政省令を引用する場合は、その例規や法令名のすぐ後ろに公布年、その種別、また告示番号を括弧書きで表記することになっております。しかしながら、本条例中におけます安八町職員の給与に関する条例の引用に関しまして、改正前においては附則第4条でその引用が表記されておりましたので、今回上位の条文であります第8条の2の中で引用する改正を行うものでございます。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。議案書の本文11ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第4号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第7、議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第5号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、長期継続契約を締結するに際し、弾力的な運用を図るため、本条例を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例新旧対照表でございます。左列が改正前、右列が改正後でございます。

改正内容といたしまして、第2条第3号におきまして、施設の維持管理に限らず経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約も長期継続契約を締結することができるように改正するものでございます。

次の第3条では契約期間の改正を行うもので、長期継続契約の契約期間は従前どおり5年以内とすることが基本でございますが、今回の改正でただし書きを追加いたしまして、町長が適当と認める契約にあつては10年以内で町長が別に定める期間とするものでございます。

議案書本文15ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第5号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の総務産建常任委員

会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第 8、議第 6 号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第 6 号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第 6 号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定について。

安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年 3 月 6 日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、平成23年に制定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、町民の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念、町の責務等及び施策の基本となる事項等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

1 枚はねていただきまして、19ページをお願いいたします。

安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例本文でございます。

条例の概要について御説明申し上げます。

別添議案資料の 7 ページをお開きいただき、あわせてごらんいただきたいと思います。

この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律に市町村の責務がうたわれており、このたび本条例を制定するものでございます。

第 1 条では、町民の歯と口腔の健康づくりを推進するための目的を規定しております。

第 2 条では、本条例で用いる用語の定義を規定するものでございます。

第 3 条では、歯と口腔の健康づくりの基本理念について定めるものでございます。

第 4 条では、その基本理念を推進するための町の責務を規定するものでございます。

第 5 条から第 8 条については、基本理念を推進するための町民、歯科医師、

保健医療福祉、教育に携わる者並びに事業者の役割についてそれぞれ規定するものでございます。

第9条では、乳幼児期から高齢者までのライフステージごとに実施する基本的な施策について規定をしております。

第10条では、各種施策を進めるための基本的な計画を定めることを規定するものでございます。

第11条では本条例により推進するために必要な財政上の措置について規定するもの、そして第12条では委任事項について規定するものでございます。

議案書の21ページに戻っていただきまして、附則として、第1項、この条例は平成31年4月1日から施行し、第2項、この条例の施行の際、現に策定されている計画は第10条の規定により策定された計画とみなすものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第6号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第9、議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明をお願いします。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第7号を朗読説明申し上げます。

議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによりまして本条例を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

今回の改正内容としましては、保険料のうち医療分につきまして基礎賦課限度額を「58万円」から「61万円」に増額する改正、これが第13条の改正。

また、保険料軽減判定所得の改正を第17条第1項で行うものでございます。

附則としまして、施行期日、第1項、この条例は平成31年4月1日から施行する。

第2項、経過措置としまして、この条例による改正後の第13条の6号及び第17条の規定は平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

また、本日の議案資料9ページから本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、あわせて御精読のほうをよろしくお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第7号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第10、議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の27ページをお願いいたします。

議第8号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者

の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されたことにより、本条例を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料末尾11ページをお願いいたします。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の新旧対照表でございます。左の列が改正前、右の列が改正後でございます。

第3条第3号では水道布設工事監督者の資格要件、第4条第1項第2号、第4号及び第5号では水道技術管理者の資格要件に学校教育法の改正により制度化された専門職大学に関する規定を加えるものでございます。

また、第3条第8号では水道布設工事監督者の技術士法の資格要件において、技術士試験第2次試験の選択科目の見直しがあり、水道環境の科目を削るものでございます。

議案書の29ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項として、この条例は平成31年4月1日から施行し、第2項、経過措置として、この条例の施行前に行われた技術士法の選択科目で水道環境を選択したものは改正後においても引き続きその資格要件を満たすものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第11、議第9号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第9号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第9号 損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 損害賠償の相手方、町内在住者35名。

2. 損害賠償額、20万5,352円。

3. 事件の概要、平成21年4月1日から平成29年5月31日までの間に実施された安八町消防団のラッパ吹奏訓練に出席した者らに対しまして、町が支払いました安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年安八町条例第12号）に基づきます費用弁償において一部未払いがあったことにより生じた損害について、民法（明治29年法律第89号）第704条の規定により、利息を支払うものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第9号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第12、議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の33ページをお願いいたします。

議第10号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ732万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億2,921万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

35ページは歳入、36ページ、37ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額59億3,653万8,000円から732万6,000円を減額し、59億2,921万2,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、38ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。単位は1,000円でございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費2,157万9,000円につきましては、橋梁補修設計監理業務といたしまして348万9,000円、また中須川9号橋、中組南4号橋の補修工事といたしまして1,809万円でございます。

次の段の事業名、道路新設改良事業6,017万6,000円につきましては、町内1路線の道路改良工事といたしまして4,017万6,000円、また町内1路線の交差点改良工事といたしまして2,000万円でございます。

次の段の項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業3億547万5,000円につきましては、県道間アクセス道路北方多度線の整備工事といたしまして2億126万1,000円、構成地域内におけます1路線の道路改良工事と

いたしまして844万円、また同地域内におけます1路線の道路整備工事といたしまして4,911万8,000円でございます。また、町内に2路線の測量設計業務委託といたしまして4,665万6,000円でございます。

最後の段、事業名、スマートインターチェンジ建設事業1,042万1,000円につきましては、名神北の側道の道路整備工事でございます。

いずれも事業の年度内完了が困難でございますので、次年度へ繰り越しを行うものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

まず、公共事業等債の限度額を500万円減額し、2億9,670万円といたします。こちらは、県営かんがい排水事業におけます負担金の確定により減額するものでございます。

次の一般単独事業債の限度額を90万円増額し2,610万円とし、また災害復旧事業債の限度額を300万円減額します。これは、昨年の台風21号被害に係ります災害復旧事業を行うために災害復旧事業債の発行を予定しておりましたが、災害の被害規模により起債対象とはならない事業がありましたので、今回起債目的の変更をしたところでございます。よって、充当率の変更に伴い、充当率100%の災害復旧事業債から充当率75%の一般単独事業債へ変更しましたので、増額や減額をするものでございます。

以上のことから、地方債の合計を6億2,380万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、40ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

なお、今回の補正予算についての歳入につきましては、全て特定財源でございますので、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、43ページをお開きいただきたいと思います。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、44ページ以降の款、民生費、次の衛生費、それから教育費の節区分の2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費の人件費関係、それから7番の賃金につきましては、職員の育児休業や休職、臨時職員の採用等

によりまして減額をお願いするものでございますので、御説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

43ページの上段でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の683万5,000円でございます。こちらの中で総務課関係の補正予算といたしまして、節区分の補償、補填及び賠償金として20万6,000円につきましては、先ほどの議第9号で御説明をさせていただきましたが、支払った費用弁償に一部未払いがあったことにより生じた損害について民法の規定により、おくれたことによる利息、損害賠償金を支払うものでございます。

次に、目、財政調整基金費、補正額5,288万7,000円につきましては、財政調整基金積立金でございます。こちらは、今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

最後の49ページをお開きいただきたいと思えます。49ページをお願いいたします。

款、災害復旧費、項、目とも中学校施設災害復旧費、補正額、減額の87万1,000円でございます。財源内訳の特定財源の地方債が当初見込んでおりました災害復旧事業債190万円から、災害の被害規模により起債対象とならない事業があったことによりまして、起債の目的を変更し、一般単独事業債60万円に切りかえたことによる減額の130万円となったものでございます。節区分の工事請負費、減額の87万1,000円は、登龍中学校の北面防球ネット改修工事に係ります入札差金により減額するものでございます。

次の項、目とも保健体育施設災害復旧費、補正額、減額の70万3,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源の地方債が先ほどと同じように災害復旧事業債110万円から災害の被害規模によりまして起債対象とならないことがありましたことにより、全て減額となったものでございます。このことによりまして、起債目的の変更により当初見込んでおりました一般単独事業債620万円が30万円増額の650万円となりまして、差し引きにより減額の80万円となったものでございます。節区分の工事請負費、減額の70万3,000円は、体育施設であります総合運動公園野球場やテニスコートの防球ネット張りかえ工事に係ります入札差金により減額するものでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 43ページにお戻りいただきますようよろしくお願いいたします。

43ページ上段の表、目の一般管理費、683万5,000円減額ですが、このうちコミュニティバス運行経費に係る補正としまして、減額の704万1,000円、節区分は委託料、業務委託、減額の192万8,000円、使用料及び手数料、減額の47万7,000円の以上の2つにつきましては、安八町のコミュニティバス、アンビーバスの運行時期の変更に係る減額でございます。負担金、補助及び交付金の補助金、減額の463万6,000円は、地域幹線系統の民間路線バスに係る補助金の確定に伴う減額でございます。

1枚はねていただきまして、45ページをお願いします。

中段の表でございます。款、衛生費、項、保健衛生費、目は3段目の斎苑費でございます。補正額、減額の170万円。節区分、需用費、光熱水費、減額の90万円、修繕費、減額の105万円。以上につきましては入札差金に伴う減額でございます。また、備品購入費25万円の増額につきましては、斎苑備品でございます僧侶用の椅子の傷みに伴う買いかえでございます。

下の表へ移りまして、項の清掃費、1枚はねていただきまして、最上段、46ページでございます。

需用費の消耗品費、減額の100万円、ごみ袋購入に伴う入札差金の減額でございます。負担金、補助及び交付金、減額の80万円、地区のリサイクル補助金確定に伴う減額でございます。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 資料は43ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の51万2,000円。財源内訳の特定財源のうち、国庫支出金、減額の38万6,000円並びに県支出金95万5,000円は、ともに保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。節区分の繰出金は、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

続いて、目、福祉医療費、補正額、325万6,000円。特定財源の県支出金150万円は、福祉医療費助成事業補助金でございます。節区分の扶助費300万円は、重度心身障害者医療費の受診件数の増加による不足分を補うものでございます。節区分の償還金、利子及び割引料25万6,000円は、平成29年度未熟児養育医療費県負担金の確定による返還金でございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額、1,550万円。

44ページ上段の特定財源の国庫支出金775万円及び県支出金の387万5,000円は、ともに障害者自立支援給付費負担金等でございます。節区分の委託料70万円及び扶助費1,480万円につきましては、障害者サービスの利用人数の増加等による予算の不足分を補うものでございます。

続きまして、44ページの中段、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、減額の520万円。特定財源の国庫支出金、減額の393万4,000円は児童手当交付金、県支出金の減額63万4,000円は児童手当負担金でございます。節区分の扶助費は、児童手当の支給対象人数の確定により不用額を減額するものでございます。

続いて、目、保育所費、補正額、減額の2,087万円のうち、保育園保育経費、減額の100万円と、保育園施設管理経費、減額の100万円でございます。

ページは45ページ上段、節区分の需用費、光熱水費、減額の100万円は天候の影響によるプール使用回数の減によるものでございます。節区分の委託料、減額の100万円は園児数の減少に伴い、不要となった服飾代を減額するものでございます。

続きまして、45ページ、同じく中段でございます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、減額の154万3,000円。節区分の委託料は、出生数の減少により予防接種対象者が減ったため減額するものでございます。

続いて、目、母子保健費、補正額、減額の101万5,000円。節区分の委託料は、妊娠届け出数の減少に伴い、妊婦健康診査の対象者が減ったため減額するものでございます。

議長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 議案書46ページの中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費、補正額66万円でございます。財源内訳は、県支出金の農地利用最適化交付金66万円で、全て農業委員報酬でございます。農業委員の農地集約業務等の年間活動の成果に対し、県補助金が確定しましたので補正をお願いするものでございます。

続きまして、目、農業振興費、補正額717万4,000円でございます。財源内訳としまして、県支出金582万7,000円は元気な農業産地構造改革支援事業補

助金422万3,000円と、機構集積協力金106万4,000円、そしてその他財源で空中散布受益者負担金66万1,000円でございます。節、委託料66万1,000円につきましては、今年度の空中散布防除面積が確定しましたので、散布作業委託料の増額、また節19の負担金、補助金及び交付金の651万3,000円につきましては、営農組織支援推進事業として営農組織の機械導入支援補助の採択を受けましたので補助金で490万9,000円、農業振興推進対策事業としまして、今年度の農地中間管理機構を活用した農地集約面積の確定により機構からの交付金の額が決定しましたので、交付金の106万4,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

款、項ともに商工費、目、商工業振興費、補正額はありません。こちらにつきましては、水まつり事業を県の清流の国ぎふ推進補助事業へ補助金申請をし、採択をされましたので、県支出金100万円を受け、一般財源を100万円減額する財源内訳の変更をお願いするものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 46ページの最下段をお願いいたします。

目、農地費、補正額、減額の552万1,000円。財源、地方債の500万円。減額の500万円は公共事業等債でございます。県営かんがい排水事業、揖斐川以東用水パイプライン化事業において、県への負担金が確定しましたので、当町負担金の減額をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、47ページ中段をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額、減額の1,750万円。財源内訳といたしまして、その他でスマートインターチェンジ建設基金繰入金の減額の1,750万円でございます。

節、委託料、業務委託で、補正額、減額の1,750万円。地区計画の策定や市街化区域拡大に向けた業務委託の関係につきまして、入札差金により減額補正をお願いするものでございます。

議長 生涯学習課長 安井孝行君。

生涯学習課長 続きまして、47ページの最下段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、国際交流費、補正額、減額の173万

9,000円。これは国際交流推進事業の旅費における入札差金による減額をするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、48ページをお願いいたします。

最上段でございます。項、中学校費、目、教育振興費、補正額、減額の100万円。節区分といたしまして、扶助費、減額の100万円でございます。これは中学校の準要保護特別支援補助の対象人数が減ったものでございます。

以上、一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第10号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。15分間休憩いたしまして、11時15分から再開をいたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長 再開いたします。

議長 日程第13、議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 51ページ、議第11号を朗読説明申し上げます。

議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,488万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,561万9,000

円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。53ページが歳入、54ページが歳出でございます。単位はいずれも1,000円で、最下段、合計額でございますが、補正前16億4,073万5,000円、補正額1,488万4,000円、計としまして16億5,561万9,000円です。

55ページから歳入内訳でございます。

上段、県支出金は特定財源ですので歳出で御説明申し上げます。

下段、款、繰入金、項、目とも一般会計繰入金、補正額、減額の51万3,000円。節区分、保険基盤安定繰入金76万円、出産育児一時金、減額の140万円、財政安定化支援事業12万7,000円、いずれも繰入額の確定に伴うものでございます。

56ページをお願いします。

歳出の内訳でございます。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、一般被保険者療養給付費、補正額2,400万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金2,400万円は、一般被保険者療養給付費の増によるものでございます。財源内訳としまして、全額県支出金の普通交付金2,400万円でございます。

下段、目、退職被保険者等療養給付費、減額の1,000万円。節区分、負担金、補助及び交付金、減額の1,000万円は、退職者に係る療養給付費の交付見込みに係るものでございます。財源内訳としまして、県支出金の普通交付金、減額の1,000万円でございます。

続きまして下段のほうへ移りまして、項は高額療養費、目、一般被保険者高額療養費、補正額400万円。節区分、負担金、補助及び交付金400万円。高額療養費の増額に伴う補正でございます。財源内訳としまして、全額県支出金の普通交付金400万円でございます。

下段へ移りまして、目、退職被保険者高額療養費、補正額、減額の300万円。財源区分の組み替えでございます。退職被保険者等高額療養費の見込み減によるものでございます。

57ページへ移りまして、項は出産育児諸費、目の出産育児一時金、減額の210万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の210万円。こちらは出産育児一時金の出産の件数見込みの減によるものでございます。

下段へ移りまして、款、保健事業費、項、特定健康診査等事業費、目、特定健康診査等事業費、補正額、減額の750万円。節区分、委託料の業務委託、減額の750万円は特定健康診査受診者の確定に伴う減額でございます。

続いて、款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額26万8,000円。節区分、償還金、利子及び割引料で償還金26万8,000円につきましては、平成29年度分の療養給付費等負担金、特定健康診査負担金の確定に伴う県・国への償還金でございます。

最下段、款、項、目とも予備費、補正額921万6,000円。こちらは財源調整に係るものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第11号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第14、議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算、日程第15、議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第16、議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第18、議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第19、議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第20、議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの7議案を一括議題といたします。

事務局より、平成31年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議長 町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、平成31年度予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、当町の情勢を踏まえ、概要について御説明申し上げます。

念願でありました安八スマートインターチェンジが開通し、ほぼ1年が経過をいたしました。現在、計画を上回る利用台数があり、改めてスマートインターチェンジの有益性を実感しております。ぜひとも、このスマートインターチェンジを最大限に活用し、町のさらなる発展・活性化につなげていきたいと考えております。

また、喫緊の課題であるこども園空調設備設置の調査・設計や新学習指導要領に掲げたICT教育の整備などの子育て・教育環境の充実、上水道配水場の整備などの社会基盤の充実、防災行政無線更新の調査・設計や防災アプリ導入などの安全・安心の充実、多面的機能支払交付金事業の拡大などの産業振興の充実にも取り組んでいきたいと考えております。

平成31年度は、第五次総合計画の後期計画期間のスタートの年であります。将来像とする「若者や子どもたちを優しく包摂するまち」の実現に向け、堅実にまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、本町における平成31年度予算についてであります。

一般会計予算の総額は52億9,500万円、前年度当初予算対比4,500万円増、0.9%の増となっております。財政的には、公債費、医療費の助成などの扶助費や公共下水道事業特別会計への繰り出しが増額し、経常収支比率も高く、財政の硬直化が顕著となっております。諸事業の実施とともに、さらなる行財政改革を進めていきたいと考えております。

歳入の主なものといたしましては、町税は20億2,262万8,000円、前年度当初予算対比3,195万1,000円の増、比率にいたしまして1.6%の増、地方交付税は11億8,800万円、前年度当初予算対比200万円の減、比率にいたしまして0.2%の減、国庫支出金は3億8,430万円、前年度当初予算対比5,554万1,000円の減、比率にいたしまして12.6%の減、繰入金は1億2,500万円、前年度当初予算対比4,497万5,000円の増、比率にいたしまして56.2%の増、町債につきましては2億9,790万円、前年度当初予算対比5,380万円の減、比率にいたしまして15.3%の減となっております。

歳出の主なものといたしまして、民生費は18億7,750万9,000円、当初予算を前年度と比較いたしますと1,786万5,000円の増でございます。比率にいた

しまして1.0%の増、総務費は6億8,708万1,000円、前年度当初予算対比5,166万3,000円の増、比率にいたしまして8.1%の増、土木費は6億5,989万8,000円、前年度当初予算対比6,910万5,000円の減、比率にいたしまして9.5%の減となっております。

各事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず、「明日を担うひとを育むまちづくり」におきましては、こども園空調設備整備に向けた調査・設計業務、学校の情報教育の推進を進めるICT整備事業、妊娠、出産、育児までを切れ間なく支援するための子育て世代包括支援センターの開設に新たに取り組んでいきたいと考えております。そのほか、通学路・交通安全プログラムとしての通学路の安全対策や小・中学校の医療費助成、放課後児童クラブ開設事業などを継続して実施していきます。

2つ目、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」におきましては、新たに骨髄移植ドナーの助成を盛り込んでいます。そのほか各種予防接種事業、不妊治療助成などを継続して実施していきます。

3つ目、「便利で快適に暮らせるまちづくり」におきましては、移住・定住施策として定住促進住宅取得事業を継続するとともに、新たに首都圏からの移住者に対する移住支援事業を実施いたします。そのほか、地域間幹線バスやアンビーバスのコミュニティバス運行事業などを継続して実施します。

4点目、「自然と共生した潤いのあるまちづくり」におきましては、布団回収処理事業、低炭素推進事業などを継続して実施していきます。

「みんなで守る安全・安心なまちづくり」におきましては、新規事業として、防災行政無線更新の調査・設計、防災アプリ導入やブロック塀などの除去に対する補助制度を設けます。そのほか、地区防災設備整備補助事業などを継続して実施をします。

「活力と賑わいのあふれるまちづくり」におきましては、企業立地促進として奨励制度を継続して実施していきます。農業振興として、多面的機能支払交付金事業につきましては交付対象を町内全域に拡大をしていきます。

「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」におきましては、地区活動に対する助成やクリーンパトロール事業などを継続して実施をしていきます。

8つ目、最後、「明日を開く自立したまちづくり」におきましては、新た

に郵便局での住民票など発行業務に取り組んでまいります。そのほか、議会改革事業やふるさと寄附金特典事業を継続して実施をしていきます。

次に、特別会計の予算について御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計におきましては、15億9,600万円、前年度当初予算対比500万円の増、比率にいたしまして0.3%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計におきましては、1億6,900万円、前年度当初予算対比1,100万円の増で、比率にいたしまして7.0%の増となっております。

児童発達支援事業特別会計におきましては、2,100万円、前年度の当初予算対比400万円の減で、比率にいたしまして16.0%の減となっております。

水道事業会計におきましては、上水道配水池築造に対する工事費を盛り込んでおりますが、総額では8億8,700万円、前年度当初予算対比1億9,500万円の減で、比率にいたしまして18.0%の減となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計におきましては、9億1,700万円、前年度当初予算対比2,100万円の減で、比率にいたしまして2.2%の減となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策などであります。

詳細につきましては、副町長より御説明申し上げます。慎重審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうをごらん願います。

表紙をはねていただきまして、一般会計予算でございます。

はねていただきまして、議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算。平成31年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことが

できる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6億円と定める。

はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

1 ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算でございます。

1 ページから3 ページまでが歳入、4 ページ、5 ページが歳出でございます。

6 ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

事項の1 としまして、農業近代化資金利子補給。期間は借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2 でございます。安八町土地開発公社が借り入れする事業資金に対する債務。平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。限度額は12億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償でございます。

3 としまして、固定資産現況調査の修正及び土地評価の委託業務でございます。期間は平成32年度でございます。限度額として1,273万5,000円でございます。なお、元号につきましては、平成のほうを使用させていただいております。

7 ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございます。

起債の目的としまして、臨時財政対策債、限度額2億1,500万円、公共事業等債3,040万、地方道路整備事業債3,860万、緊急防災・減災事業債1,390万、合わせまして2億9,790万円の発行予定をいたしております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

8ページ、9ページが歳入、はねていただきまして10ページが歳出でございます。前年度の企画、または財源内訳のほうをまとめたものでございます。

11ページ以降が明細となっております。

主なものを中心に御説明を申し上げます。

まず歳入、町税でございます。

項の2固定資産税、こちらのほうで増額と見込んでおります。町税全体としまして20億2,268万円、対前年約3,100万円の増で計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

譲与税、交付金と続きます。いずれも実績、また地方財政計画を踏まえまして計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

款の9でございます。環境性能割交付金、こちらにつきましては自動車取得に係る税制改正におきまして新しく設けておるものでございます。

また、款の11地方交付税でございます。こちらは対前年度200万円減の11億8,800万円での計上となっております。

15ページをお願いいたします。

款の13分担金及び負担金、項の2負担金、目の1民生費負担金、節区分としましては2の児童福祉費負担金でございます。説明欄の最上段にございます保育料として6,390万円。こちらは園児数の減となっております。対前年約880万円の減での計上となっております。

16ページをお願いいたします。

款の14使用料及び手数料、項の1使用料、目の2民生使用料4,004万9,000円の計上、続く目の衛生使用料966万2,000円でございます。こちらは安八温泉または斎苑などの施設の使用料、こちらのほうの実績を踏まえましての減額での計上となっております。

18ページをお願いいたします。

款の15国庫支出金、項の2国庫補助金、目は4になります、土木費国庫補

助金3,721万6,000円の計上でございます。対前年6,751万6,000円の減となっております。説明欄の上から3つ目になります社会資本整備総合交付金3,640万円でございます。道路整備等に対する交付金が減額となっております。続くブロック塀等除去事業補助金15万円でございます。これは新しく設けます事業に対する補助金でございます。

19ページをお願いいたします。

款の16県支出金、項の2県補助金でございます。目の1総務費県補助金でございます。こちらでございますが、移住支援事業補助金75万円でございます。新規の移住支援に対します補助金としまして計上するものでございます。

20ページをお願いいたします。

目の3衛生費県補助金をお願いいたします。本年度147万1,000円の計上でございます。こちら説明欄の最下段になります骨髄移植ドナー助成事業補助金として7万円、31年度に入れております新規事業に対する補助金でございます。

目の4でございます。農林水産業費県補助金、本年度4,050万円、対前年3,013万5,000円の増額となっております。こちらのほうですが、説明欄の下から3段目になります多面的機能支払交付金として3,027万9,000円の計上でございます。交付対象となります地区のほうの拡大により、増額での計上となっております。

21ページをお願いいたします。

款の16県支出金、項の3委託金、目の1総務費委託金3,550万6,000円の計上でございます。こちらにつきましては、節の4になります選挙費委託金としまして、県議会議員選挙、また参議院選挙に係ります委託金1,078万7,000円を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。

最下段になります。款の19繰入金でございます。平成31年度におきましては、財政調整基金を含めまして、4つの基金より合わせまして1億2,500万円の繰り入れをいたします。

ページを進めていただきまして、26ページをお願いいたします。

款の22町債でございます。臨時財政対策債2億1,500万円、またそのほか事業へ充当するため農林水産業債、土木債、緊急防災・減災事業債の起債を

発行いたします。2億9,790万円の発行をする予定でございます。

27ページ以降が歳出となります。27ページをお願いいたします。

議会費でございます。こちらにつきましては、ほぼ前年度並みの計上となっております。7,517万9,000円でございます。

28ページをお願いいたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費でございます。3億4,652万8,000円の計上でございます。説明欄の上から4段目になります。コミュニティバス運行経費4,220万4,000円でございます。バス運行に係ります運行委託、運行補助金のほうを増額で計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

目の7になります企画費でございます。490万9,000円の計上でございます。説明欄の2番目になります地方創生事業376万円でございます。移住・定住促進としまして、新しく移住支援補助制度を設けております。

32ページをお願いいたします。

目のスマートインターチェンジ建設基金費の下になります。丸印になっております支所及び出張所費でございます。今年度の計上はございません。諸証明の発行などの支所業務を郵便局へ委託することにおきまして、当該業務を廃止させていただくものでございます。

続きまして、項の2徴税費、目の2賦課徴収費でございます。4,818万7,000円の計上でございます。

33ページになりますが、説明欄最上段になります。固定資産地番図等更新業務経費、3年サイクルで評価の見直しを行っております。この関係経費のほうが増額となっております。

続きまして、項の3の戸籍住民基本台帳費でございます。目の1戸籍住民基本台帳費でございます。2,355万2,000円の計上でございます。

34ページのほうをごらんいただきたいと思います。

節区分の13委託料、業務委託597万3,000円の計上でございます。こちらの中に郵便局での諸証明の発行に係ります委託料を計上させていただいております。

続きまして、選挙費となります。35ページになります。県議会議員、町長選挙、また36ページになりますが参議院選挙、町議会議員の選挙費、こちら

の選挙経費のほうを計上いたしております。

続きまして、37ページの項の5統計調査費でございます。目の2統計調査費293万円の計上でございます。説明欄上から2番目になります農林業センサス経費ということで、31年度は本調査の年度となっております。

38ページをお願いいたします。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費2億1,248万9,000円の計上でございます。

ページのほうは39ページをごらんいただきたいと思っております。

節区分19負担金、補助及び交付金でございます。2,405万6,000円。社会福祉協議会への負担金が増額となっております。

40ページをお願いいたします。

目の4の安八温泉費でございます。9,188万7,000円の計上でございます。前年対比730万1,000円の減額となっております。経常的経費の節減に努めているところでございます。

42ページをお願いいたします。

目の6身体障がい者福祉費でございます。2億7,722万8,000円の計上でございます。節区分は、最下段になります20の扶助費でございます。2億5,631万6,000円。生活介護給付費などが増額となっております。

ページのほうは45ページをお願いいたします。

民生費の項の2児童福祉費でございます。目は最下段の保育所費をお願いいたします。3億5,882万7,000円の計上でございます。前年対比2,793万円が減額となっております。

ページは46ページのほうをお願いいたします。

4月よりこども園へ移行をさせていただく予定となっております。統合につきましても引き続き検討を進めさせていただきたいと思っております。また、節区分が最下段になります13委託料、設計委託993万2,000円の計上となっております。空調設備の整備につきましてもの調査設計業務を進めていきたいと考えております。

49ページをお願いいたします。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の3母子保健費でございます。1,664万6,000円の計上でございます。説明欄は上になります健康診査事業

1,605万8,000円でございます。こちらの事業の中に新しく骨髄移植のドナー助成、また子育て全般の相談への対応をするための子育て包括支援センターの開設に要する経費を盛り込んでおります。

51ページをお願いいたします。

款の4衛生費、項の2清掃費、目の1塵芥処理費でございます。1億5,415万5,000円の計上でございます。対前年451万9,000円の減額となっております。一部事務組合の負担金が減となっております。

52ページをお願いいたします。

款は農林水産業費になります。目は3農業振興費をお願いいたします。本年度7,949万1,000円の計上でございます。4,234万8,000円の増額となっております。

ページは53ページをお願いいたします。

説明欄にございます営農組織支援推進事業4,527万6,000円の計上でございます。多面的機能支払交付金のほうを拡大いたしまして計上させていただいております。

ページは56ページをお願いいたします。

款の6商工費、項の1商工費、目の2商工業振興費5,914万8,000円の計上でございます。商工会への助成、またはイベントに対する負担金、また企業立地促進事業としまして奨励制度も継続して実施をしております。

続きまして、59ページをお願いいたします。

款は土木費、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、本年度1,998万2,000円の計上でございます。対前年4,004万1,000円の減額でございます。こちらにつきまして、土地利用の見直しに係る業務の関係で減額をさせていただいております。

続く目の都市計画整備事業費でございます。3,240万5,000円の計上でございます。対前年7,080万8,000円の減額となっております。アクセス道路などの道路整備の工事費用を減額させていただいております。また、新しくブロック塀の除去補助制度を盛り込ませていただいております。

60ページをお願いいたします。

目の最上段になります。目の3下水道整備費ということで、本年度につきましては対前年4,200万増の4億2,200万円を繰り出しする予定をしております。

す。

62ページをお願いいたします。

款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費でございます。2,418万8,000円の計上でございます。防災関係の経費でございます。節区分の13委託料の業務委託1,442万4,000円でございます。この中に防災行政無線の更新に係る経費、また防災アプリの導入に向けた経費を盛り込んでおります。

66ページをお願いいたします。

款の9教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費8,252万6,000円でございます。説明欄につきましては最下段になります。小学校情報教育推進事業1,865万7,000円を計上しております。ICT整備事業の一環としまして、パソコン教室のパソコンを入れかえさせていただきたいと思っております。

67ページをお願いいたします。

項の3中学校費、目の1学校管理費3,094万9,000円の計上でございます。対前年534万2,000円の減額となっております。こちらの中で光熱水費、電気料またはパソコンのリース料などが減額をしております。

69ページをお願いいたします。

項の4社会教育費、目は2公民館費でございます。3,592万8,000円の計上でございます。340万8,000円増額しております。

ページは70ページをお願いいたします。

節区分15、工事請負費285万5,000円を計上させていただいております。設備機器改修工事に係ります事業費を計上させていただいております。

続きましての目の3ハートピア安八費でございます。今年度9,788万5,000円の計上、対前年663万3,000円を減額しております。こちらにつきましても経常的経費の節減に努めてまいります。

72ページをお願いいたします。

項の5保健体育費でございます。目の1保健体育総務費2,757万6,000円を計上しております。対前年869万3,000円減額となっております。事務局事務経費は減額となっておりますが、団体活動への奨励等は継続して実施をさせていただきたいと考えております。

75ページをお願いいたします。

款の10公債費でございます。元金、利子合わせまして5億7,325万円、対

前年3,036万9,000円増での計上となっております。

76ページをお願いいたします。

77ページへわたりますが、地方債の状況でございます。77ページの一番右の最下段をごらんいただきたいと思います。31年度末の地方債残高としまして62億9,165万円と見込んでおります。

78ページをお願いいたします。

以降が給与費の明細でございます。職員数、また給与費等につきまして前年度との比較をまとめさせていただいております。

以上で一般会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の黄色のほうをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページが歳入、3ページ、4ページが歳出でございます。5ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。5ページが歳入、6ページが歳出となっております。7ページ以降が明細となっ

ております。

31年度としましては、被保険者数を3,202人、対前年118人の減と見込んでおります。

7ページをお願いいたします。

まず保険料でございます。2億9,380万円の計上でございます。対前年2,730万円の減額となっております。

8ページをお願いいたします。

最下段になります。款の5繰入金、繰入金としまして、一般会計からは9,634万円、また9ページになりますが、基金繰入金としまして国保基金から4,374万5,000円、こちら4,315万6,000円、対前年に比べまして増額となっております。財源確保のため基金から繰り入れをするものでございます。

12ページをお願いいたします。

12ページ以降が歳出となります。款の2保険給付費をごらんいただきたいと思っております。

保険給付費として療養諸費としましては、13ページになりますが、目を合計しまして9億9,111万2,000円、対前年915万3,000円の減額での計上となっております。

また、高額療養費につきましては、ページは14ページのほうになりますが、合計しまして1億3,591万円、対前年240万円の減での計上となっております。

15ページをお願いいたします。

款の3国民健康保険事業費納付金でございます。まず項の1医療給付費分としまして、16ページのほうになりますが、表の一番上になります。2億8,983万1,000円、対前年1,759万円増での計上となっております。

また、項の2になります。後期高齢者支援分としまして、合わせまして9,224万9,000円、対前年497万7,000円の減での計上となっております。

以上で国民健康保険特別会計の予算の御説明とさせていただきます。

議長 ここで暫時休憩いたしたいと思っております。続きは午後から御説明をお願いいたします。午後は13時15分から再開をいたします。よろしく願いをいたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時15分 再開)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き説明をお願いいたします。

副町長。

副町長 予算書の紫色の用紙のところをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

3ページが歳入、4ページが歳出となっております。対前年度の比較、また財源内訳のほうもまとめたものでございます。

5ページ以降が明細書であります。

平成31年度におきましては、被保険者数は対前年度90人増の1,978人と見込んでおります。

5ページをお願いします。

まず歳入でございます。

款の後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収保険料、普通徴収保険料合わせまして1億1,669万4,000円、対前年度1,107万7,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

最上段でございます。繰入金でございます。一般会計繰入金としまして、保険基盤安定繰入金、保健事業費繰入金、合わせまして4,287万1,000円での計上となっております。

ページを進めていただきまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度につきましては1億5,496万3,000円を計上いたしております。対前年990万3,000円の増額となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。

続きまして、オレンジ色の用紙のところをお願いします。

児童発達支援事業特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページのほうが第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

2ページをお願いいたします。こちらが歳出となっております。

3ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、3ページが歳入、4ページが歳出となっております。

5ページ以降が明細となっております。

5ページをお願いいたします。

款の1障害児給付費、項の障害児給付費、目の1児童発達支援費でございます。本年度960万円の計上となっております。対前年174万円減額となっております。国保連合会からの障害福祉サービス費でございます。

続きましての款になります。分担金及び負担金、項の負担金、目の児童発達支援負担金、本年度59万9,000円、対前年56万円の減での計上となっております。利用者からの負担金でございます。

続きまして、款の3繰入金、他会計繰入金、目の一般会計繰入金というこ

とでございます。本年度1,079万8,000円を一般会計のほうから繰り入れをいたします。

7ページをお願いいたします。

7ページは歳出となっております。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の一般管理費でございます。本年度2,037万3,000円、対前年408万6,000円の減額となっております。一般管理におきましては、人件費の関係で減額となっております。

ページのほうを進めていただきまして、9ページをお願いいたします。

9ページから11ページにわたりますが、こちらのほうが給与費の明細となっております。職員の給料の関係でございます。

以上で児童発達支援事業特別会計の予算の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の青色のところをお願いいたします。

水道事業会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、4,932戸。(2)1日平均給水量、4,403立方メートル。(3)年間総給水量、161万1,676立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イとしまして、配水池築造工事及び既設管理棟撤去工事一式。ロ、配水管の布設工事一式。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

収入でございます。第1款、水道事業収益、営業収益、営業外収益合わせまして2億2,766万円でございます。

支出でございます。第1款、水道事業費用、こちらにつきましては営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を合わせまして2億9,424万1,000円でございます。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のと

おりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3,675万9,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金3,675万9,000円で補填する。

3ページをお願いいたします。

収入でございます。資本的収入。企業債でございますが、5億5,600万円。

支出でございます。資本的支出としまして、建設改良費、企業債償還金、合わせまして5億9,275万9,000円でございます。

(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的としましては、配水池築造工事及び既設管理棟撤去工事、限度額5億5,600万円。起債の方法、利率、償還の方法は、ごらんのとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は200万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費2,288万円。

(棚卸資産購入限度額)第8条、棚卸資産の購入限度額は528万2,000円と定める。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

31年度につきましては、配水場の整備としまして、配水池の新設、また既設の管理棟の撤去工事を進めてまいります。

5ページをお願いいたします。

こちらのほうが実施計画書でございます。御説明につきましては、ページのほうを進めていただきまして、28ページをお願いいたします。

28ページでございます。こちらが31年度の実施計画の明細でございます。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

款の1水道事業収益としまして、2億2,766万円、1,459万8,000円の増となっております。

項の1 営業収益、この中で1の給水収益でございます。水道料金でございますが、本年度1億6,555万7,000円、対前年482万9,000円の増での計上となっております。

項の2 営業外収益でございますが、こちらにつきましては29ページをお願いいたします。

最下段になります。目の6 消費税還付金4,198万1,000円、対前年度910万6,000円の増額で見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

支出でございます。

款の3の水道事業費用としまして、2億9,424万1,000円、対前年度1億3,175万円の増となっております。

ページのほうを進めていただきまして、34ページをお願いいたします。

支出が増額しますのは、目の5 減価償却費でございます。本年度8,502万9,000円、対前年度2,706万1,000円の増となっております。新設しました管理棟、また電気設備工事に係る償却が増となっております。

ページのほうは35ページをお願いいたします。

項の3 特別損失でございます。本年度1億1,041万8,000円、対前年1億1,041万8,000円の増となっております。こちらは既設の管理棟の取り壊しに係るものでございます。

36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款の2 資本的収入としまして、企業債5億5,600万円でございます。配水池の築造、また既設管理棟の取り壊しに充当するものでございます。

37ページをお願いいたします。

支出でございます。

資本的支出としまして、項の1 建設改良費5億5,800万円でございます。配水池の築造、また既設管理棟の取り壊し等に係る工事費を計上いたしております。

ページのほうはお戻りいただきまして、11ページをお願いいたします。

11ページにつきましては、キャッシュ・フローの計算書でございます。お金の流れなどをまとめたものでございます。11ページ、12ページに掲載して

いただいております。

13ページ以降は給与費の明細となります。職員の給与の関係でございます。13ページから16ページまで給与の関係でございます。

17ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。17ページが平成30年度末の予定でございます。18ページが平成31年度末の予定損益計算書でございます。

19ページをお願いいたします。

こちらが貸借対照表でございます。19から21が平成30年度末、ページを進めていただきまして、22ページから24ページまでが31年度末の予定の貸借対照表でございます。

恐れ入りますが、22ページのところをごらんいただきたいと思います。

2としまして、流動資産でございます。

1としまして現金預金 7億7,553万9,784円として計上させていただいております。31年度末での現金預金の残高として見込んでおるものでございます。

以上で水道事業会計予算の御説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の緑色のところをごらん願います。

公共下水道事業特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定

により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

はねていただきまして、公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

1 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。1 ページが歳入、2 ページが歳出でございます。

3 ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。起債の目的としまして、公共下水道整備事業、限度額として1億8,470万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんのとおりでございます。

4 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。4 ページが歳入、5 ページが歳出となっております。

6 ページをお願いいたします。以降が明細となっております。6 ページにつきましては歳入でございます。

款の1 分担金及び負担金、負担金でございます。受益者負担金、区域外流入負担金、合わせまして727万6,000円、対前年115万6,000円減での計上となっております。

款の2 使用料及び手数料、使用料につきましては今年度2億6,000万、対前年242万円の増での計上となっております。

3の国庫支出金、国庫補助金、目の公共下水道費国庫補助金としまして2,200万円、対前年2,521万6,000円の減での計上となっております。処理場で進めております長寿命化に係ります国からの補助でございます。

7 ページをお願いいたします。

1つ飛んでいただきまして、款の5 繰入金でございます。他会計繰入金、一般会計繰入金、一般会計のほうから4億2,200万円、対前年4,200万円増での繰り入れを予定しております。

続きまして、繰入金の項の2 基金繰入金でございます。下水道事業整備基金繰入金としまして、2,000万円を予定いたしております。

8ページをお願いいたします。

最下段になります。款の8町債、項の町債、目の公共下水道債、本年度1億8,470万円ということで、資本費平準化債、または長寿命化等の事業に充当するため1億8,470万円の起債の発行を予定いたしております。

9ページをお願いいたします。

以降が歳出となります。

款の1公共下水道費、項の1公共下水道費、目の公共下水道建設費でございます。本年度1億1,380万9,000円、対前年4,061万1,000円の減となっております。説明欄で下から2段目のところをお願いいたします。処理場整備費として4,000万円を計上させていただいております。処理場の長寿命化に係る事業費として、電気設備の改修に係る事業費を計上させていただいております。

10ページをお願いいたします。

目の2浄化センター管理費でございます。こちらにつきましては、ほぼ前年並みの1億5,883万5,000円の計上となっております。

続きまして、公債費の関係でございます。元金、利子合わせまして6億4,254万9,000円、対前年度1,985万3,000円の増での計上となっております。

12ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。表の一番右、最下段をお願いしたいと思っております。平成31年度末の地方債残高としまして57億8,081万9,000円と見込んでおります。

13ページにつきましては、給与費の明細でございます。

以上で平成31年度予算の御説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、議案書のほうをお願いいたします。

議案書のページは59ページをお願いいたします。

議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成31年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

記としまして、1. 繰入額4億2,200万円。2. 繰り入れ理由、下水道事

業においては、事業収入のみでの事業実施は健全財政を堅持することが困難なため、一般会計から繰り入れするものであります。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第12号から議第18号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号から議第18号までは会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第21、議第19号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の61ページをお願いいたします。

議第19号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第19号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、63ページは路線認定をお願いいたします東結、西結地内における2カ所3路線の明細、さらにはねていただきまして、65ページ、66ページは路線認定をお願いいたします路線網図でございます。全て住宅分譲開発に伴う道路の寄附採納によるもので、新たに町道として認定をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第19号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第22、報第1号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算

書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の67ページをお願いいたします。

報第1号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第1号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

平成31年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書。単位は1,000円でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額としまして、款、水道事業費用、項、営業費用、事業名、配水場更新工事監理委託。2列飛びまして、翌年度繰越額1,188万円、財源内訳は全て損益勘定留保資金でございます。

続いて、次の段でございます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、配水場更新工事。1列飛びまして、支払義務発生額6,912万円は30年度に支出した工事の前払い金でございます。翌年度繰越額5億2,855万2,000円、財源内訳は企業債、上水道事業債5億2,850万円と、損益勘定留保資金5万2,000円でございます。

現在、水道配水場の耐震化、2系統化工事を進めているところであり、3月下旬以降、新しい電気機械設備への切りかえ、試運転調整を進めていく予定でございます。この切りかえを断水することなく、慎重かつ厳格に進めたため、当初の工期3月末を5月末まで2カ月延長し、電気、機械工事、これに伴う監理業務を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、報第1号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第1号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りします。

各常任委員会での審査のため、3月7日から3月14日までの8日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月7日から3月14日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、3月15日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審査を行いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、14時ちょうどから議会改革特別委員会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

(散会時間 午後1時48分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月6日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 岩 田 讓 治

議 員 山 中 美 恵 子

平成31年3月15日（第2日）

議 事 日 程 (平成31年3月15日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定について
- 日程第5 議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第6号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定について
- 日程第8 議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第9号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11 議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第14 議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第17 議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第18 議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第20 議第19号 町道路線の認定について
- 日程第21 議第20号 安八町第五次総合計画の後期基本計画の策定について
- 日程第22 議第21号 工事請負契約の変更について
- (追加議事日程)
- 日程第1 議第22号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第8号)

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古澤 榮一

○出席議員（10名）

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 讓治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷 秀平
総務課長 山田 靖	企画調整課長 大平 共美
会計管理者 堀 芳弘	税務課長 坂 優
住民環境課長 吉村 等	福祉課長 坂 和由
建設課長 河合 一	産業振興課長 岡田 立
生涯学習課長 安井 孝行	学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村 厚士	書記 定益 直子
書記 土岐 寿徳	

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様おそろいで、御苦勞さんでございませう。

また、傍聴の皆さん、年度末で大変お忙しいところ大勢の皆さん、傍聴いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回安八町議会定例会2日目の議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 西松幸子君に指名をいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、6番 大平文雄君。

6番 おはようございます。

私からは、安八町勤勞青少年ホームの方向性についてということで質問させていただきますが、質問の中でちょっと表現的に厳しいところがございます。しかし、これは全てを、堀現町政を批判するという、そういうものではなく、30年の長きにわたり適正な管理が放置されてきたものでありまして、そのことを前提としておりますことを冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

それでは質問に入らせていただきます。

安八町勤勞青少年ホームは、平成元年2月、15歳以上35歳未満の働く青少年の皆さんが、仕事の疲れを癒やし、あすへの勤勞意欲の醸成を目的として竣工いたしました。

竣工に至るまでの経緯は、職員1名を1年間、国、いわゆる現在の厚生労働省でございますが、そちらへ派遣いたしまして研修を積み、その結果、国

からは4,000万円、県からは2,000万円の補助金を受け、総事業費2億5,800万円を費やして、町民からの待望久しかった施設として完成に至ったことは御案内のとおりでございます。

しかしながら、安八町勤労青少年ホームは平成31年3月31日に閉鎖となります。全国的な傾向として、若者の人口減少、労働者の余暇利用の多様化により、ピーク時において全国に537カ所ありました勤労青少年ホームの廃止が相次ぎ、現在では290カ所以下に減少しているところでございます。

県内の状況については、現在、安八町を含め6カ所、高山市、羽島市、美濃市、北方町、垂井町が指定管理、あるいは直営として運営されております。

以上の実態を勘案し、安八町としては今後どのような方向性を見出していくべきかを検討する、いや決定する時期でもあります。

平成31年1月、現地にて安八町勤労青少年ホームの実態を見てまいりました。外壁タイルの落下、空調設備の劣化による不稼働、階段のひび等々現状放置された状態でございます。なぜ新耐震基準を充足している建物が、30年何も手を加えることなくこのような状況になってしまったのかが非常に疑問を抱いているところでございます。

結論は唯一、行政の無策による罪、表現がちょっと厳しいでございますが、そういうところにあるんじゃないかと思っております。すなわち、現実を直視して、検討が全くされてこなかったことが原因と思われまます。これは30年間を振り返ってのことでございます。

安八町北部地区の住民は、このような状況から、従来多目的に利用できたにもかかわらず、その利便性が損なわれている今日、行政及び私ども議員に対して厳しい目が注がれています。全盛期には、確定申告、健康診断、選挙投票所、さらに軽運動場は、高齢者の健康維持施設として多目的に活用されてきました。このような状況を鑑みれば、行政は住民目線に寄り添うのではなく、むしろ背を向けた真逆の方向に進んでいるとしか言えないと思われまます。

例えば健康診断を保健センターで受診するためには、自家用車を利用できない人がタクシーを利用すれば片道2,000円の負担が発生します。

過去に、行政側としては勤労青少年ホームの方向性を検討されていたという事は承知しております。例えば一つの例として、現状の建物を取り壊し、

東側空き地に1億5,000万程度の工事費として全天候型屋内施設の建設の案が検討されたと聞いております。しかしながら、現状の財政状況を勘案すれば、それは短絡的発想で、絵に描いた餅を語る夢物語と、そういうふうに変化するものは明確でございます。

先ほど申し上げましたように、勤労青少年ホームとしての活用は、少子化、労働者の余暇利用の多様化により当初の目的は終えようとしております。すなわち一案を提起するならば、多目的の利用を柱とした北部地区コミュニティーセンターとしての再生は可能であると思っておりますが、早急に方向性を打ち出す時期に来ていると思っております。

本件は、安八町全体の施設の中で考察すべき極めて重要かつ大きな問題であります。現状を放置すれば廃墟の館と化すことは明確でございます。

前にも述べましたように、平成28年ごろから町長を筆頭として執行部で方向性について今日まで協議されたと聞いておりますが、そのような状況を踏まえまして、現在町長が抱いておられます見解を示していただくよう質問させていただきます。

なお、いまだまだ決定されていないというならば、方向性の結論を出す期限を明確にした答弁をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、大平文雄議員の安八町勤労青少年ホームの利活用につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

勤労青少年ホームは、働く若者の趣味、憩いの場としてだけでなく、住民の皆様の健康診査や諸証明の発行などの支所業務を行ってまいりました。

平成元年の建設以来、約30年が経過し、経年劣化などに起因する外壁タイルの剥がれや雨漏り、空調設備機器のふぐあいなど、随所に改修、修理が必要となる箇所が見受けられるようになりました。見積もりますと多額の経費となり、対応に苦慮してまいりました。

そこで、勤労青少年の場としての需要を踏まえた上での施設のあり方や財政面、他の施設などへの移行の可能性も検討し、新年度からは、これまでの全ての機能を廃止させていただくことにさせていただきました。

財政面では、一部改修、全箇所改修、また全部解体などのケースについて

試算しておりますが、いずれも高額なものとなっております。現在の財政状況では多額の費用を予算化することは難しいですが、管理に至る最低限の業務は実施させていただきたいと思っております。

また、劣化を防止するための対策も必要に応じ講じさせていただきたいと考えております。

大平議員が厳しく御指摘されるとおり、施設の維持管理に関し行き届かぬ点がありますが、このままの状態では景観面、防犯面でも非常に憂慮される事態になりますし、建物の劣化もますます進行すると思われま

す。また、二次避難所、収容施設として位置づけがされておりますが、このことに対しましても明確に対応しなければなりません。

今後の方針につきましてですが、建物を取り壊すことは、建物自体が耐震基準を満たしていることもあり極力避け、有効に利活用できる方策を模索していきたいと考えております。

新年度からは、第五次総合計画の後期基本計画期間に入ってきます。後期計画期間は、平成31年度から平成34年度までの4カ年となっております。

基本計画では、大平議員が御指摘されるとおり、北部公園における全天候対応型の屋内施設及びグラウンドの整備検討と計画に位置づけがございます。特に北部地区のコミュニティーの振興、住民の皆様への健康づくりや憩いの場などの整備との思いがあり、計画に盛り込ませていただいております。

現状では具体的な方向性はお示しできませんが、住民の皆様のご意向や議員の皆様との協議を踏まえ、できれば2カ年の間には方向性を明確にしていきたいと考えております。財政も厳しい状況にありますので、早い段階での対応は困難なところもあります。時間を要すると思われま

すが、中・長期的事業計画を策定し、できることから着手していきたいと考えております。どうか御理解、御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長 6番 大平文雄君。

6番 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、1月に現地で中の状況を見てきました。

確かに階段とか、空調機の云々というはございますけれども、1階にございます娯楽相談室とか料理教室、あるいは軽運動場、あるいは2階にございます集会講習室、音楽室、図書コーナーは、見た感じではすばらしい、まだ施設そのものを維持していると思っております。

個人的には、今から新しく全天候型云々ということをつくると莫大な予算が要ります。先ほど申しましたように、メンテナンスができてこなかったよりも、ここ数年の、特に財政状況の逼迫した大手企業の撤退という、そういう状況の中でなかなか取り組みができなかったと、それは配慮できることでございますが、とにかく今、町長が申しあげましたように、2年間の間に方向性を必ず示していただきまして、2年間でどうこうするということじゃなくて、中・長期的なタームでどうか整備をしていただきまして、町民、住民の憩いの場所、そういうものに再構築できるようにお願いしていきまして、私の質問を終わります。以上でございます。ありがとうございます。

議長 次、7番 岩田讓治君。

7番 おはようございます。

きょうも多くの傍聴の方に来ていただきましてありがとうございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、小・中学校の2学期制への移行についてお尋ねをいたします。

より質の高い教育を追求し、未来に輝く安八・東安の子どもを育てるために、2学期制による学校生活を導入しますと、安八町は、平成31年度から全小・中学校を3学期制から2学期制に移行することになりました。

平成27年度から関係者の中で検討が重ねられてきたとありますが、保護者や議会に公表されたのは昨年11月でした。果たしてこの3年間何が検討されてきたのでしょうか。

このリーフレットは町民に回覧をされたものですが、これによりますと2学期制移行の主なものは、教職員の働き方改革の推進のように読み取れるところがございます。

学校教育の本来の目標とするところは、子供の自立促進、学力の向上だと思います。それが2学期制への移行で達成できるのでしょうか。確かに教職員の負担が少なくなれば、子供一人一人に向かう時間や教材準備の時間はふえ、質の向上になるかもしれません。でも、もともと教員が教えること以外

に調査書類・報告書の作成、保護者の対応、研修、打ち合わせなどが多く、これらを解決しなければ根本的な対策にはならないのではないのでしょうか。

ここで、岐阜県下での小・中学校の3学期制から2学期制に移行した状況を報告させていただきます。現在、中学校では52.8%が、小学校では30.4%が2学期制へ移行いたしております。近隣の町では、養老町、池田町、揖斐川町、そして大野町が2学期制へ移行しております。これらの町が3学期制から2学期制へ移行した大きな理由は、教職員の働き方改革が引き金になったと思われまます。

一方、京都市では、既に10年ほど前に3学期制から2学期制に移行し、試行を重ねてきましたが、平成30年、昨年度からまた3学期制に戻しました。担当課長の話では、教職員の意識改革とカリキュラム開発能力があれば、あえて2学期制は必要ないとか、また教職員の働き方改革が大きく変わったとは思わないとのことでした。

今後、学習指導要領が改正され、学校行事を含めカリキュラム編成を見直す必要がある今、教職員の意識改革やカリキュラム開発能力の向上は欠かせない要素であると思います。これらの現状の中、3学期制から2学期制に移行しなければならない決定的な理由がわかりません。以下、具体的なことをお尋ねいたします。

高等学校では前期・後期という2学期制でございますが、これに適応するために中学校だけを2学期制でスタートさせ、小学校はその効果の確認をしてからでも遅くはなかったのではないのでしょうか。

2番、授業時間や夏休みなど、長期休暇の期間の増減はあるのでしょうか。

3番、既に平成31年度から2学期制は決まっております。その効果の確認を十分行い、満たされていないければ検討をし直す勇気が必要だと思いたしますがいかがでしょうか。

以上、教育長さんの御答弁をお願いいたします。

議 長 教育長 渡邊均君。

教育長 岩田讓治議員さんの2学期制移行の目指すものについてお答えをします。

これからの予測困難な時代と言われる未来に輝く安八・東安の子どもたちを育てることが、2学期制移行によって目指すものでございます。

しかし、単に2学期制にしたからできるものではないということは認識し

ております。子供たちの輝きを実現するための一つの改革として、2学期制という学校の環境、体制の変化によってさまざまな状況の改善を図りながら推進していくことができるものと考えました。

例えば2学期制移行の大きなメリットとして、現行の3学期制の次の問題点を解消しやすくなります。

まず3学期制では、1学期末は、長期休業日の計画、個別懇談、運動会体育大会の準備、部活動中体連の大会、2学期末は、学習のまとめ、進路懇談、長期休業日の計画、校内清掃等々複数の活動に同時に追われ、児童・生徒の集中力、能力が分散、拡散していますが、2学期制では解消され、1つに集中しやすくなります。あわせて指導する教職員も、児童・生徒に体だけでなく心が寄り添う時間を確保しやすくなります。

次に、現在の3学期は、1・2学期のほぼ半分という短期間であり、その間に卒業、修了を控え、授業時間の確保や評価の充実が困難な状況です。2学期制は、それを解消し、時間確保や適切な評価がしやすくなります。

これらの内容は、3学期制の部分的な批判とならないように配慮し、またリーフレットには細部まで書くスペースもないため、各学校での保護者説明の折に口頭で補足して説明させていただいたところです。

議員御指摘のとおり、2学期制の目指すところとメリットを明快に把握しにくい内容構成となった点は御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上を踏まえ、以下具体的な御質問への回答をさせていただきます。

1点目、小・中学校への同時導入についてお答えします。

導入の時期は、小・中学校両方に在籍する家庭の子供たちの学校生活を同一にしたほうが、本人たちや保護者にとって家庭生活での違和感や対応の負担を少なくできるものと考えて同一にしました。

また、これまで学校では、可能な限り小学校高学年の教科担任制など、小中接続を意識、あるいは推奨してきておりますので、中高だけでなく小中高同一にしたほうが、生活リズムの安定が図れると考えたところでございます。

2点目、授業時間や長期休暇期間の増減についてお答えします。

来年度が即位関係の祝日のため、授業日数は例年より3日ほど短くなりますが、授業時数は本年度とほぼ同じ時間が確保されます。というか、授業時間の設定につきましては、3学期制であっても2学期制であっても大差はな

く、議員御指摘のとおり、年間の授業時間をどのように組むかというカリキュラム・マネジメントによって決定するものであります。

なお、新学習指導要領に示されております、どうしても確保しなければならない小学校高学年及び中学校の最大標準時数1,015時間については、各校とも50時間以上上回って実施できる予定でございます。

次に、長期休暇につきましては、土曜授業の廃止に伴って授業時間を確保するため、夏休みを3日間短縮して午前授業を実施いたします。しかし、前期と後期の間の休業日は新たに設けることはいたしません。

3点目、検討をし直す勇気の必要性については、土曜授業を3年間の試行をもって中断したことや、学習指導要領が10年をめぐりに改訂されていることと同様に、2学期制につきましても議員御指摘のとおり、時代の要請に応える有効な環境改善になっているか、不断の見直しを図ってまいります。保護者、地域の皆様の御意見をいただくとともに、学力、自立の観点で毎年校長会と連携しながら成果と課題を明確にした見直しをかけてまいります。

今後、AIなど大きく変わると言われる2030年代の社会に向けて、生きる力を発揮し、社会でたくましく活躍する未来に輝く安八・東安の子どもを育成するため、2学期制を象徴とします教育改革は、今がそのときであると判断しまして、強い決意を持って推進してまいります。

以上、岩田議員への回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 7番 岩田讓治君。

7番 ありがとうございます。

強い決意を持って望むということで大きな力をいただきました。またその中でも一つの改革としてという言葉もございました。

こんな言葉がありました。ある本に書いてあったんですけども、教育の質は、先生の能力を超えることはできないということが書いてございました。2学期制だけでなく、子供の質の向上のためには、多面的な角度から考えていただきまして、総合的な御配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 次、1番 西松幸子君。

1番 それでは、私のほうから空き家対策について伺います。

空き家改修費に助成制度を。

空き家対策特別措置法の施行に伴い、平成27年度に空き家の実態調査が行われました。空き家等の可能性が高いと判断した箇所数は171件、建物棟数は244棟でした。それから数年が経過し、社会情勢も変化し、現在では空き家の件数もふえ200件を超えるものと推測されます。

空家等の適正管理に関する条例が平成29年度に制定されました。管理が不全な特定空き家に対して、助言または指導、勧告、命令、代執行等、特定空き家などの除去を図ろうとするものです。

私のところにも、空き家である隣の大きな木がどうすることもできない状況で困っていると相談がありましたが、いまだに連絡がとれず解決に至っていないのが実情です。これから、こういった問題がますます増加し、放置できない喫緊の課題であります。

現在当町では、定住促進住宅取得助成事業を新設してから3年が経過し、人口減少対策や町の活性化に重要な役割を果たしていると評価するものです。しかしながら、空き家等の売却や貸し出しといった利活用については3年間手つかずのままであり、この状況を何とかしなければなりません。昨年スマートICが開通し、これから土地利用の見直し、企業誘致を進めていく中で、この問題も平行して取り組むべきであると思います。

そのためにも、空き家改修に助成制度を取り入れることを提案します。ほかの市町には助成制度があります。ぜひ、当町でも創設していただき、空き家対策に早急な対応ができるようお願いいたします。

総務課長の考えを伺います。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 西松幸子議員の空き家改修費に助成制度をにつきましての御質問にお答えさせていただきます。

平成28年11月に設置されました空き家等対策協議会において、毎年、空き家相談会を開催しておるところでございます。相談会では、空き家所有者等からのさまざまな相談を受け、同協議会の委員さんと相談者とが一緒になりまして解決策を検討しているところでございます。相談会の実績といたしましては、平成29年度が6件、平成30年度が4件でございます。

当町における空き家対策は、県内を見ましても決して進んでいるとは言え

ませんが、空き家等対策協議会が発足して3年、空き家等の適正管理条例が施行されてから1年半が経過する中で、空き家相談会を開催していることをもっと多くの町民の皆様へ周知、PRを図っていかねばならないと考えております。

相談内容といたしましては、すぐに解決できる問題ではないことが多く、この問題の難しさを痛感しておるところでございます。解決に至らない要因といたしましては、立地条件や建物の老朽化によるものが多くございますが、最大の要因は、取り壊し除却等に係る費用の問題が一番であると感じております。

そのようなことからしますと、今回御提言いただきました空き家の改修費に対する助成が可能となれば空き家問題の解決の糸口、第一歩になるかもしれないと思います。

岐阜県におきましては、市町村の空き家等対策の推進を支援するため、市町村が行う空き家の利活用や除却に関する事業に対して、平成29年度から補助制度を設けております。

今後は、空き家相談会でお聞きしました相談者の切実な思いを受けとめ、また空き家が及ぼす周辺住民への危険性や防犯、防災上におきましても憂慮される状況等を念頭に置きながら、この空き家対策事業に取り組まなければならないと思います。

そのためには、今回西松議員より御提言がありました空き家改修費に助成制度をにつきましても、県の補助制度を活用しながら、どのような支援、対策が最も有効であるのか、効果的であるのか等、当町における補助内容等を検討していきたいと考えております。どうか御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 1番 西松幸子君。

1 番 ありがとうございます。

この空き家改修費につきましては、3年前の3月議会でも質問いたしましたけれども、これからの高齢社会を迎えるに当たり、空き家問題は真剣に取り組まなければならない重要な課題でありますので、補助制度を活用しなが

ら有効な対策をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次、5番 小川文雄君。

5番 発言のお許しをいただきましたので、こども園に関します御質問をさせていただきます。

その前に、3月の「広報あんぱち」に、このように、ことし保育園を卒業する137人のお子さんの顔写真が載っております。見てみますと、どの子供たちもすばらしい笑顔で元気はつらつと、まさに安八町、次代を担う子供たちのように写っております。卒園、本当におめでとうございます。この記事にありますように私もお祝いを申し上げる次第でございますが、しかし、ことしは来年こども園というふうになるということで、安八町の保育園の卒園者というのがもうことしが最後となります。しかも元号が5月からかわります。そうしますと、平成最後の卒園者ということになります。そういう時期でございます。

平成31年度からは、安八町の6つの保育園がこども園として新たにスタートをするということになっております。私は、このこども園が本当の意味でのこども園としてふさわしい施設となるよう、また時流に乗った施策とはいえ、単に保育園をこども園と名称を変えるだけでは何の意味もないと常々考えております。

そこで、保育園をこども園として変更し、将来どのように運営をされているのか、その基本的な理念について町長さんにお尋ねいたします。

また、真のこども園となるようにするには多くの課題がございます。大別して私、5つの項目を上げていましたんですが、その項目について担当課長さんのお考えをお尋ねいたします。

私が5つに勝手に分類をしましたので、相互に非常に密接な関係のある内容もございます。便宜上5つに分けて質問するだけでございますので、御回答のほうは関連のある内容で回答していただければ結構でございます。

まず最初でございますが、施設整備の整備計画についてでございます。

昨年は大変な猛暑、酷暑に見舞われまして、熱中症も各地で起きております。そういう大変な夏でございましたが、その教訓からか、新年度予算で保

育園のエアコンの設置工事に係る設計委託の経費が計上されました。遅きに失する感は否めませんが、私は大いに賛成をする一人でございます。ただし、こども園としてふさわしい保育園とするには、工事の設計だけではふさわしくありません。ぜひとも一日も早くエアコンの設置をしていただきたい。しかも、エアコンの設置だけが整備ではありません。こども園にふさわしい施設となるようないろんな設備が必要ではないかと思えます。

中央保育園の例をとってみますと、まず健康教育をするには、いかにも庭園、いわゆるちびっこ広場でございますが、この面積が余りにも狭いと私は感じます。駆けっこすら十分にできない、そんなような気がしてなりません。

また、周辺の道路を見てみますと、交通量も多く、民家も接近しておるといような状況でございます。ぜひともこの周辺のインフラ整備もあわせて行っていかなければならないのではないかと考える次第でございます。

また、一方で、新たな保育内容に必要な備品類は十分整備されていますかということでございます。体育器具や楽器類はことしの補正予算で一部整備されたということでございますが、それで十分ですかということでございます。

2つ目、教育を念頭に置いた保育内容についてお尋ねをいたします。

従来からの英語教育に加えて楽器や器具を使った、要するに音楽の授業、そういったものがふえてくるというふうになっております。保育内容は実際にどのように変わってくるかということでございます。この点が最も重要なことでございます。こども園とすることによってどのように変わってくるか、具体的に内容を御説明いただきたいと思えます。

3つ目でございます。保育士の処遇改善についてでございます。

保育内容が変わります。従来の保育に加え、現在、幼稚園で行われている教育内容が一部加わってまいります。それにより、保育の業務はより教育的になり、そのために授業の準備や資質向上のための自己研さん等に、今まで以上に保育士さんの負担がふえると思われまます。そのためには、保育士の処遇改善を行う必要があります。従前どおりというわけにはいかないでしょう。保育士さんの自己研さんに要する時間や経費、そういったために給料のベースアップや特別昇給の実施、あるいはさらには手当の支給、こういったものを考える必要があるのではないかと思えますし、業務の軽減、負担軽減など

を考えていく必要もあるのではないかと思います、いかがなものでしょうか。当然何らかの手だてはお考えでしょうから御説明をいただきたいと思います。

次に、統廃合の取り組みについてでございますが、この課題につきましては既に第五次総合計画の当初計画の中で、保育園の再編成という表現で計画をされております。

しかし、今日に至るまで遅々として進んでおりません。今回の第五次総合計画の後期基本計画の中で、やっと認定こども園6園から3園という方向づけを行うというふうに答申が出されました。平成34年度達成というのが後期計画のリミットでございます。もう時間がございません。早急に対応をしなければならないと考えております。したがって、この短期間にどのように対応をされていくのか、具体的にお尋ねをいたします。

最後になります。保育料無料化への対応ということでございますが、先月の新聞報道によりますと、国策として保育料無償化が閣議決定されたという記事が載ってございました。具体的にはどのような形になるのか。今、今現在、恐らく国からの通達待ちという状況であろうかと思いますが、最も新しい情報をお聞かせいただきたいということでございます。

以上、5点に分けて御質問させていただきましたが、冒頭に申し上げましたように、相互に絡んだ内容になっておりますので、どういう形でも結構でございます。私の質問の趣旨を十分御理解いただきまして御回答をいただきたいということでございます。

いずれにいたしましても、安八町のこども園が保育園の保育の枠を超えて真に適正な教育、あるいは保育ができるようにならなければなりません。どうか子を持つ親としての目線に立って諸施策を真剣に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、小川文雄議員の質問の関係、最初のこども園についての基本的理念につきまして、私のほうから回答させていただきます、後の5点につきましては、担当の福祉課長から回答をさせていただきます。

子供さんが誕生され、そして成長され、その子供さんが初めての社会生活

の第一歩を踏み出すところが保育園であり、この4月から移行するこども園であると思っております。人としての土台を築くところ、人格を形成するその土台となるところだと私は思っております。そのためにも、余り知的な教育に走らず、非認知能力を培っていく、養っていくことがこの時期の子供たちに大切であると考えております。これは、今までの安八町の方針であり、今後も変わることはないと考えております。

4月から始まる新しいこども園は、教育職の強い幼保連携型ではなくて、現在の自然豊かな環境の中で遊びを中心とした保育に、その部分に教育的な要素を取り込んだ保育所型の認定こども園へ移行していきます。保育の質の向上を図りながら、幼児期の教育も実施して、心豊かな子供を育てていきたいと考えております。そして、子供たちをスムーズな就学へとつなぐ、いわゆる小学校への橋渡しをしっかりとやっていこうと考えております。

そういった中から次世代を担う人づくり、そういったものを果たしていきたいと思っております。そういった考えでこども園を運営してまいりたいと思います。

以上、小川文雄議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 小川文雄議員の2つ目の質問に順次お答えをいたします。

1つ目の施設設備の整備計画についてでございます。

議員御指摘の施設設備につきましては、園児が安心して過ごせるよう、エアコン設置に向けた必要な予算を来年度当初予算に計上したところでございます。昨年は猛暑に見舞われたこともあり、エアコンの設置を優先したところでございます。

また、昨年9月議会にて補正予算させていただきました備品等につきましては、既に納入済みでございまして、子供たちを迎える準備が整いつつございます。

今後は、この後の4つ目の質問にある将来の統合を見据えながら、保育室の増設や園庭の拡大等につきましても十分に調査検討し、必要に応じて整備を図ってまいりたいと考えております。

2つ目の教育を念頭に置いた保育内容についてでございます。

こども園は、国の新教育・保育要領を踏まえて保育を実施することとなっ

ております。この要領では、満3歳以上の園児への教育・保育の内容を5つの領域として区分をしております。その5つとは、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域でございます。

新しいこども園では、二、三、例を挙げますと、健康領域では、縄跳びやマット運動、跳び箱などを使って体幹機能の発達と集団での行動を養いながら生活習慣を身につけます。

また、言葉の領域では、筆や鉛筆を使っての読み書きから文字と言葉を学び言葉に対する感覚を養います。

さらに、表現の領域では、カスタネットやタンバリンなどを使っての歌や音楽から豊かな感性や表現力を養います。

なお、従来から実施している英語教育は今後も継続をいたします。

このように国の要領に基づき、教育と保育を一体として進め、将来を担う子供を育ててまいりたいと考えております。

3つ目、保育士の処遇改善についてでございます。

当町の保育士は、一般行政職員と同じ初任給で始まります。また、同じ給与表に基づいていることから、基本的に毎年度定期昇給がございます。

従来から当町職員の給与水準は低いとの指摘や、近年においては若手職員の結婚、妊娠、出産などの理由により離職する職員も見受けられるようになってきました。保育士を募集してもなかなか応募がなく、他の市町村も同様な傾向にございます。

議員御指摘のとおり、給料が低いのではないかとということで、2年前から職員給与の改善に取り組み、賃金の改定を行ったところでございます。今後さらに改善に努め、保育士の確保なども図ってまいりたいと考えております。

これら保育を取り巻く環境が変容する中で、保育士は一生懸命現場で取り組んでおりますが、4月から始まるこども園では、教育的要素も取り入れられるため、新たな負担が生じることも考えられます。そのため、年間数ある行事やイベント、これらを再確認、整理し、保育士の負担を軽減することにより、保育士の処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

4つ目、統廃合への取り組みについてでございます。

人口減少、少子化社会の進展、厳しい財政事情、施設の老朽化、より質の高い保育の充実、またサービスの均衡化を図るため、統合について検討して

まいりました。そして、第五次総合計画の後期基本計画の中で、こども園の数を6園から3園へとすることを目標に、平成34年度までに方向づけをすると明記したところでございます。今後は、人口の動向を見きわめながら保護者等関係者と検討を進め、計画期間までには方針を決定したいと考えております。

5つ目、保育料無償化への対応についてでございます。

保育料の無償化は、少子化対策として保護者の負担軽減を図るため、本年10月から実施をされます。無償化の基準は3歳児から5歳児の全員と、ゼロ歳児から2歳児を持つ非課税世帯を対象としております。加えて、障害児の発達支援も利用を無償化としていることから、あすなろの園などを利用する場合も無償化となります。

この無償化による町の歳入不足につきましては、平成31年度は臨時交付金にて、また平成32年度以降は地方交付税にて手当てされることとなっておりますが、その詳細につきましては、まだ国から示されておられません。

この保育料無償化の実施につきましては、事務手続の変更やシステム改修などが考えられ、現在国において検討中でございます。この一連した無償化につきましては、現在、国会で法案等審議中でございます。国からの方針や通達がいりましたら必要な予算をお願いし、また保護者に対しては丁寧に周知、説明してまいりたいと考えております。町としても、未来の明るい町となるよう子育てに邁進していきたいと考えております。

どうか御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、小川文雄議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 5番 小川文雄君。

5番 ただいまは、かなり具体的にお答えをいただきました。ありがとうございます。

問題は2つあると思うんです。

1つは、こういう形でこども園として教育的要素を踏まえながら運用をしていくということでございます。そのためには、やはり保育士さんの資質向上といいますか、処遇改善といいますか、そういったところに焦点を当てないと、運営上、従前の例に倣ってという形にとどまってしまうのではないかと

という心配があります。ここらあたりはしっかりとその現状を見ながら業務改善と申しますか、そういったものに取り組んでいただきたいというのが1点でございます。

それから、全てにこれ共通するんですが、もう前から6園が3園という話は出ておりますが、遅々として進んでいないのが現状です。これはなぜかという、こういう案を立てて誰かに説明をすると、ああだこうだということで、当然異論はあります。ありますが、町として何が一番ベストかという立場に立って方針をきちっと決めていただかないと、いつまでたっても風見鶏で、風が吹くままにくるくる回っているというだけでは前に進みません。ここはひとつ4年という方向性を決めるという悠長なことではなくて、4年で決着をするというようなスタンスで真剣に取り組んでいただきたい。そうすれば、余分な設備投資も不要になりますし、簡単な例です。エアコンを6つつけるのがいいのか、3つでいいのかという単純な理論です。そういった設備整備、あるいは保育士さんの処遇改善、そういったものも同時に行えるわけですから、この見直しと申しますか、3園統廃合というこの答申を真摯に受けとめていただいて、具体的に、早急に手を染めていただきたい。もうこれしかないと思います。もう御答弁いただかなくて結構ですので、この思いだけはお伝えさせていただきますので、どうか酌んでいただきまして、手を染めていただくということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次、2番 碓井昭夫君。

2番 ただいま議長さんのほうから発言の機会を得ましたので、私のほうから質問をさせていただきます。

私のほうからは、少子化対策と人口減少対策についてお伺いをしたいと思います。

安八町第五次総合計画も前半期が終わり、いよいよ後半期に入ってきました。美しい花を咲かせ実をつける時期ではないかと思えます。

そこで、質問をさせていただきます。

今、私たちに課せられた難問は幾つもございますが、地方のどこの地域も一番問題にしているのは、人口減少に歯どめをかける対策ではないでしょうか。未来の子供たちが安心して暮らせるまちづくりをするために何が必要か

を考える時期ではないでしょうか。

幸い安八町は、ここ数年来1万5,000人前後の人口を確保しており、行政の頑張りに敬意を表するものでございますが、この状態がいつまでも続くとは考えられません。

国内の総人口も年々減ってまいっております。他市町村も同じ悩みの中、いろいろ施策を練り、人口減少に歯どめをかけようと必死でございます。

この競争に打ち勝つには、他の自治体にまさる政策と迅速さが必要ではないでしょうか。工業誘致、観光開発、歴史の掘り起こし、空き家物件の有効活用、教育環境の充実、子育て支援と多種多様でございますけれども、安心・安全なまちづくりと、魅力あるまちづくりをつくるためには、取り組むべき事項は数限りなくあると思います。五次総の計画の中にもある程度は記載しておりますが、どの項目を見ましても非常に具体性に乏しく思います。

移住・定住施策として積極的な行動をお願いするものでございます。年間の移住者は75万人を超えているとの数字もあり、大都会からの移住者はそのうちの3分の1の25万人程度を数えています。住みよい町、魅力ある町にするにはどうあるべきか、早急な結論を出し、行動することが大切ではないでしょうか。

おかげさまで、当町ではスマートインターチェンジも1年前に開通され、予想を上回る利用者があると聞いております。また、地域間幹線バスも運航され、最寄りの駅を初め地域の施設への乗降が便利になりましたが、当初の計画どおりの利用者があるのでしょうか。運行状況等をいま一度見直しをしていただきたく思われます。

いずれにしましても、他市町村にまさる政策と迅速さが勝負をつかむ切り札だと思います。お金がなければ、知恵と汗を出してください。若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりに全力を傾けていただきたいと思います。

そこで、少子化対策、人口減少対策について、現在具体的な考え、並びに行動があればお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、碓井昭夫議員の御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

安八町の人口動態を見てみますと、今から10年ほど前、平成20年の年間の出生数は151人、それに対して死亡は117人、差し引きプラス34人であったのが、昨年、平成30年の年間の出生数は107人、それに対して死亡は152人ということで、差し引きマイナス45人となっております。出生数と死亡者数がこの10年の中で逆転をしております。特にここ4年は、顕著に少子化があらわれており、子の減少、自然減が定常化しております。大手企業の事業撤退などに伴って多くの社宅が閉鎖されてきております。それでも総人口が1万5,000人台を保っている要因というのは、社会増が自然減を補っていることによります。

具体的に言いますと、安八町に転入される方が安八町から転出される方を上回っている状況が続いており、結果的に総人口が保たれております。この5年間を見ても、年間50世帯ぐらい毎年世帯数が増加していることからそのことがうかがえると思います。

なぜ安八町に住んでいただけるのか、その分析はできておりませんが、子育て、そして教育環境、また立地のよさなどが起因しているものと推定をいたしております。しかしながら、出生数の減少、人口の減少は全国的な傾向、減少であり、安八町も例外ではありません。

平成27年10月に将来人口の目標として、まち・ひと・しごと創生安八人口ビジョンを策定いたしました。国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに推算いたしますと、今から40年余り先になりますが、平成72年には1万913人となりますが、安八町の人口ビジョンでは、総合計画などを踏まえて、その平成72年の目標人口は1万3,200人としております。この目標人口を達成するために安八町に住んでいただく方をふやし、あがなえない自然減の流れを社会増で補うしかないと思っております。そのためには、雇用の場をつくるのが最重要だと思っております。昭和の後半に行われました企業誘致が、大幅な人口増加につながった過去の安八町の歴史を見ても、皆様御承知のことと思います。安八スマートインターチェンジを最大限に活用しながら、企業誘致を促進して人口増につなげていきたいと考えております。

そのほか、子育て・教育環境を充実させていくことも大切だと思っております。特に交通の利便性を高めていくことも重要な対策と考えております。その対策として、昨年から穂積駅、そして安八温泉の間を民間の路線バスの

運行を開始いたしました。今後は、国やNEXCOとの協議が必要となりますが、安八町のスマートインターチェンジにバスターミナルを設置して名古屋市、名古屋駅まで高速バスを走らせることも検討をしております。この関係につきましては、民間バス会社が主体となって、沿線となる自治体とも検討会を立ち上げているところでございます。このように交通の利便性を高めていくということも将来的な人口減少対策、持続可能なまちづくりになっていくものと思っております。

人口減少対策として、全国的に金銭的な補助対策に傾注する自治体も多ありますが、特効薬とはなり得ない、なっていないのが現実であります。職・住・近接の暮らしやすいまちづくりを一步一步着実に進めて、人口減少社会の中で持続可能な存在感あふれるまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上、碓井昭夫議員への回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 2番 碓井昭夫君。

2番 ありがとうございます。

ただいまの御答弁の中に、年間50世帯ほどの人が入居してくれているということをお聞きして、安八町すごいなというふうに思ったわけですが、なぜこれだけ安八町に来てくれるか、原因ははっきり分析されていないということで、分析されまして、今後もそういういい部分は残していただきたいというふうに思います。

それから、最後のほうに町長さん、私期待していることをおっしゃりましたけれども、スマートインターチェンジにバスターミナルをつくるという計画があるよという話で、今そういう話でございます。御存じのように、大垣のヤナゲンも撤退するというようなことで、この地域に百貨店がなくなっちゃうというようなことで、ほとんどがやっぱり名古屋のほうへ皆さんが出るということで、もちろん通勤圏でもございますし、やっぱり遊びに行くのも名古屋中心になろうかというふうに思います。そういう意味におきまして、高速バスがあそこで、例えばバスターミナルができて乗降が可能になれば、また皆様方の動きもそちらのほうに行くんじゃないかというふうに思っております。非常に期待しておりますから、ぜひともまた難しい問題もあろうか

と思いますけれども、具体的な話で進めていただければありがたいと思います。

それで、昨年から穂積駅とのバスの路線も開通したわけですが、けれども、当初の計画に比べまして本当に計画どおりしているのか、それとも計画どまりで終わっているのか、計画以上行っているのか、その辺の分析もしていただいて、できるだけ有効な活用をお願いしたいと思います。御答弁は要りません。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時30分から再開をいたしますので、議場にお集まりをください。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、議会改革特別委員会、続いて総務産建常任委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長、総務産建常任委員長 小川文雄君。

5 番 まず最初に、議会改革特別委員会の御報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、平成31年3月6日、午後2時から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

付託事件及び審査の結果。

平成31年度議会報告会の開催時期等について、協議しました。

平成31年度も3会場で開催することとし、日時・会場につきましては、5月15日水曜日、ハートピア安八、5月16日木曜日、結の郷、5月17日金曜日、ふれあいセンターで、全会場とも午後7時30分から開催をします。

なお、開催に当たりまして、議会だより、町の広報紙、広報無線や地区回

覧文書で皆さんにお知らせをいたします。

少数意見の留保はございません。

その他、特にありません。以上でございます。

続きまして、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

日時、平成31年3月8日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部のうち、税務課主幹は確定申告業務のため欠席、その他の関係執行部全員、傍聴者は関係課の係長の皆さんでした。

付託事件及び審査の結果。

議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定、議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定、議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定、議第9号 損害賠償の額を定めることについては、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算、議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議第19号 町道路線の認定について、以上を審査いたしました結果、議第10号の平成30年度一般会計補正予算（第7号）、並びに議第12号の平成31年度一般会計予算のうち、当委員会の関係分を、また議第16号から議第19号までを全て原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、現地視察として、水道配水場更新事業としての機械・電気工事現場を視察し、工事概要の説明を受けました。

また、審議の過程で委員より、工場設置奨励金の制度の見直しを検討してはどうかという意見がございましたので、今後、検討をしていただくよう要望をいたしました。以上で報告を終わります。

議長 民生文教委員長 碓井昭夫君。

2 番 それでは、民生文教常任委員会の御報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時でございますけれども、平成31年3月7日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。なお、傍聴者は関係課の係長の皆さんでございます。

付託事件及び審査の結果でございますけれども、議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定、議第6号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定、議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算、議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、以上を審査いたしました結果、議第10号の平成30年度一般会計補正予算（第7号）、並びに議第12号の平成31年度一般会計予算のうち、当委員会の関係分を、また議第11号、議第13号から議第15号までを全て原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保でございますけれども、ございません。

その他としまして、現地視察を行いました。結小学校のパソコン教室を視察させていただきました。これは、平成31年度の新規事業で、学校ICT整備事業の一環として、小学校のパソコンの入れかえを行う予定でございます。以上、報告させていただきました。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第3号 安八町役場支所設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第5、議第4号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第5号 安八町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第7、議第6号 安八町民の歯と口腔の健康づくり推進条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、議第7号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議第8号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第10、議第9号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第11、議第10号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第12、議第11号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正

予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第13、議第12号 平成31年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第14、議第13号 平成31年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第15、議第14号 平成31年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第16、議第15号 平成31年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第17、議第16号 平成31年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第18、議第17号 平成31年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第19、議第18号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決いたしました。

た。

議 長 日程第20、議第19号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決をいたしました。

議 長 日程第21、議第20号 安八町第五次総合計画の後期基本計画の策定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第20号につきまして、朗読並びに御説明をさせていただきます。

議第20号 安八町第五次総合計画の後期基本計画の策定について。

安八町第五次総合計画の後期基本計画を別冊のとおり定めるものとする。

平成31年3月15日提出。安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、平成27年度から平成34年度まで「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」を将来像とする安八町第五次総合計画に基づきまちづくりを進めております。

平成31年度からの後期基本計画の策定に当たり、安八町自治基本条例（平成27年安八町条例第1号）第24条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

なお、議員各位にお配りさせていただきましたのは、安八町第五次総合計画、後期基本計画でございます。今後は、この基本計画によりまちづくりを推進して行く所存でございます。

以上、御審議をいただきますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第22、議第21号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の末尾11ページをお願いいたします。

議第21号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第21号 工事請負契約の変更について。

次のとおり、工事の請負契約を変更するものとする。

平成31年3月15日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、契約の金額（平成30年12月14日議決、議第60号）中「1億6,956万円」を「1億9,684万6,200円」に変更する。

本件は、現在、高田建設株式会社が工事を請け負っております、県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事第1工区において、本工区に隣接する南條保育園東方の補償物件の取り壊しが完了見込みとなりました。これにより北側へ盛り土高80メートルの延長を図るほか、堤脚保護工など、追加工事を施工したいため、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 追加日程といたしまして提案をさせていただきたいと思っております。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）につきましてお願いを申し上げます。

3点補正予算がございます。

1点目は、町内で操業をされておられます民間企業の新工場建設に伴い道路用地を払い下げた件でございます。9月に道路廃止を議決いただき、その後社内で協議され、先月2月28日に土地代を受け入れたことによる歳入金額の補正でございます。

2点目につきましては、さくら祭り開催の負担金を支払うための補正でございます。

3点目につきましては、公益財団法人だいしん緑化文化振興財団より寄附金があり、平成30年度読書活動推進奨励資金として受け入れ、図書購入のための補正でございます。

提案説明につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、追加日程として上程をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議 長 お諮りします。

ただいま町長より、平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号 平成30年度安八郡安八町一

般会計補正予算（第8号）を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議長 追加日程第1、議第22号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 ただいま配付の議案書1ページをお願いいたします。

議第22号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第22号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,446万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月15日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は以下1,000円でございます。

3ページは歳入、4ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額59億2,921万2,000円に525万2,000円を追加し、59億3,446万4,000円とするものでございます。

下段の5ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額515万2,000円、牧工業専用地域内における町道路線を廃止後、所定の手続が完了し、払い下げを希望する企業との土地売買契約が成立し、土地売り払い収入の受け入れのため、今回の補正をお願いするものでございます。

なお、下段、寄附金につきましては特定財源のため、歳出で御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして6ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、財政調整基金、補正額425万2,000円、財政調整基金積立金でございます。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

議長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 議案書6ページの中段をお願いいたします。

款、項ともに商工費、目、商工業振興費、補正額90万円、全て一般財源でございます。例年4月に開催しているさくら祭りについて、ことしの開催については、暖冬の影響で開花が早まるという予想から3月30日、31日に開催することとなりました。平成30年度としては2回目の開催となるため、その負担金について補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、同ページ中段をお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額増額の7万5,000円でございます。特定財源といたしまして寄附金で7万5,000円です。

節、備品購入費で7万5,000円です。これは、公益財団だいしんグリーン財団からの寄附金でございます。3小学校での図書購入費として利用させていただく予定でございます。

最下段をお願いします。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額増額の2万5,000円です。特定財源といたしまして寄附金で2万5,000円でございます。

節、備品購入費で2万5,000円です。これも公益財団だいしんグリーン財団からの寄附金でございます。登龍中学校での図書購入費として利用させていただく予定でございます。

以上、一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本定例会に提出された案件は全て議了をいたしました。

これをもって平成31年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。

全員協議会を13時30分から開会をいたします。よろしく願いをいたします。

(閉会時間 午後0時03分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月15日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 渡 邊 明 博

議 員 西 松 幸 子